

「後援」依頼についてのお願い

1 後援を依頼するにあたっての留意事項

福岡県が行事(イベント)の後援をおこなう場合は、後援の対象となる行事(イベント)が広く県民のスポーツ振興を図る目的で行われ、かつ、公共性の高い行事であることを条件としています。また、その行事(イベント)が利益を得ることを主目的としない行事(イベント)で、下記の要件を満たすことが必要です。

(1) 主催者

主催者は、国若しくは地方公共団体若しくはその機関若しくはこれらに準ずるもの又は公益法人、スポーツ団体、報道機関等の団体であること。

(2) 行事(イベント)の内容

・公益性

行事(イベント)の内容が、本県のスポーツの振興にとって積極的意義が認められ、公益性の高いものであること。

・政治性

特定の政治活動でないもの。

・宗教性

特定の宗教活動でないもの。

・営利性

営利を主目的としないもの。

・費用の徴収

参加者から徴収する費用が社会通念上、適正であること。

・地域性

行事(イベント)の対象が県下全域に及んでいること。

ただし、行事(イベント)の内容が福岡県が積極的に後援する必要があると認められる場合には、ある程度の地域の広がり(広域市町村圏域程度以上)があれば後援を行うことがあります。

2 後援依頼にあたっての提出書類

・後援依頼書

・前回のパンフレット・要項等の写し

・収支予算書、企画書等

(なお、県が後援をおこなうかどうかの判断は、行事(イベント)ごとに行いますので、行事(イベント)ごとの収支予算書が必要です。)

・団体の規約、会則

・役員名簿(役職名、ふりがな、生年月日、性別を明記したもの)

3 後援依頼書の記入上の注意

・**開催趣旨**の欄には、事業の意義・目的のほか、**県から後援を受けることによる効果を明記**してください。

・後援予定の欄には、福岡県以外の後援を受ける予定(依頼中を含む)の団体を記入してください。

後援の手続き先：福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課 スポーツ後援担当

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL (092) 643-3407

FAX (092) 643-3408